

# 釧路地域づくり連携会議及び釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議設置規約

## (名称)

第1条 釧路総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、釧路地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、釧路・根室連携地域に設置する会議の名称は、釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

## (目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。

## (議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

## (構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

## (幹事会)

第5条 連携会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

- 2 幹事会は、連携会議に関し、必要な検討を行い、連携会議を補佐する。
- 3 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

## (事務局)

第6条 連携会議及び合同会議に事務局を置く。

- 2 連携会議の事務局の庶務は、釧路開発建設部及び釧路総合振興局が共同で処理する。
- 3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部並びに総合振興局及び振興局の協議により、担当する開発建設部並びに総合振興局及び振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

## (会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

## (その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局及び振興局にまたがる広域的な連携が必要な場合等は、合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成20年6月17日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年8月29日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成24年8月3日から施行する。

附 則 この規約は、平成27年7月28日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年6月3日から施行する。

別表1

## 釧路地域づくり連携会議 構成員名簿

市 町 村	釧 路 市 長	
	釧 路 町 長	
	厚 岸 町 長	
	浜 中 町 長	
	標 茶 町 長	
	弟 子 屈 町 長	
	鶴 居 村 長	
	白 糜 町 長	
北海道開発局	釧 路 開 発 建 設 部 長	
北 海 道	釧 路 総 合 振 興 局 長	

別表2

## 釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議 構成員名簿

市 町 村	釧 路 市 長	釧路地方総合開発促進期成会会長
	白 糜 町 長	釧路地方総合開発促進期成会副会長
	根 室 市 長	根室地方総合開発期成会会長
	標 津 町 長	根室地方総合開発期成会副会長
北海道開発局	釧 路 開 発 建 設 部 長	
北 海 道	釧 路 総 合 振 興 局 長	
	根 室 振 興 局 長	

別表3

## 釧路地域づくり連携会議幹事会 構成員名簿

市 町 村	釧 路 市	企画担当課長
	釧 路 町	企画担当課長
	厚 岸 町	企画担当課長
	浜 中 町	企画担当課長
	標 茶 町	企画担当課長
	弟 子 屈 町	企画担当課長
	鶴 居 村	企画担当課長
	白 糜 町	企画担当課長
北海道開発局	釧 路 開 發 建 設 部	地域振興対策室長
北 海 道	釧 路 総 合 振 興 局	地域創生部地域政策課長